

第163期 定時株主総会電子提供措置事項(交付書面に記載のない事項)

第163期 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

【事業報告】

- ・ 企業集団の現況に関する事項のうち次の事項「対処すべき課題」「財産および損益の状況の推移」「主要な事業内容」「主要な営業所および工場」「従業員の状況」
- ・ 会社の株式に関する事項
- ・ 会社役員に関する事項のうち次の事項「社外役員に関する事項」
- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 会社の体制および方針

【連結計算書類】

- ・ 連結持分変動計算書
- ・ 連結注記表

【計算書類】

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

【監査報告書】

- ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・ 会計監査人の監査報告書
- ・ 監査役会の監査報告書

日本新薬株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

第163期 事業報告

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

企業集団の現況に関する事項

対処すべき課題

当社は、医療費抑制政策、創薬技術の進歩による研究開発の高度化、デジタル技術の進歩など変化の激しい経営環境の中、経営理念である「人々の健康と豊かな生活創りに貢献する」の実現に向け、患者数が少なくても確立した治療薬が無く病気で困っている患者さんご家族にとって必要となる高品質で特長のある医薬品を提供することで「世界のヘルスケア分野で存在意義のある会社」となることを目指し、5つのマテリアリティの解決に向けた事業活動を推進しています。

当社は、今後も社会において存在意義を示し、持続的に成長するために、人々の“生きる”ということにこれまで以上に本気で向き合い、京都に根付くベンチャー精神をもって既存の製品・枠組みにとらわれずに価値のある製品・サービスを世界に提供し続けていくことが重要と考え、「京都のグローバルヘルスケアカンパニーとして、一人ひとりの新しい生きるを世界に届ける会社」を長期ビジョン「2035年のありたい姿」として設定しました。この「2035年のありたい姿」の実現に向けて、2024年度からスタートしました第七次5ヵ年中期経営計画では、マテリアリティの解決を図るとともに、来たるウプトラビの patents クリフを乗り越えて成長するために、医薬品事業と機能食品事業を推進し『3つの重点テーマ』（①ウプトラビに替わる成長ドライバーの育成、②グローバル展開の拡大、③継続的なパイプラインの拡充）とそれを支える『5つの経営基盤の強化』（①持続可能な社会の実現に向けたサステナビリティ経営の推進、②研究開発のスピードアップ、③社員一人ひとりが成長し多様な人財が活躍できる人的資本経営の推進、④デジタル化推進による業務変革と生産性の向上、⑤サステナブルな成長に向けた財務戦略）に取り組みます。

医薬品事業では、低分子・核酸・遺伝子治療から最適なモダリティを選択し、血液内科領域、難病・希少疾患領域などグローバル展開を狙える疾患・領域に経営資源を集中させ、技術の補完およびスピードアップのためオープンイノベーションも活用して自社創薬を推進します。導入にも自社創薬と同等に注力して、PLCMも含め、迅速に臨床開発を進めることで、年平均2品目以上の新製品の上市を目指します。販売については、グローバルマーケティングを基本とし、各国ごとに導出・自販などの最適な進め方を検討・推進することで、各リージョンで早期に製品を立ち上げ、シェアの拡大を目指します。また、グローバルで最適なサプライチェーン、信頼性保証、経営管理体制となっているかを絶えず見直し、強化します。

機能食品事業では、製薬企業の機能食品事業として高品質で独自性の高い高付加価値の素材および最終製品を提供することで、安定的で高収益体質の事業体となることを目指します。また、最終製品のマーケティング活動を通じて、当社の認知度を高めます。

第七次5ヵ年中期経営計画の最終年度である2028年度に、売上収益2,300億円、営業利益300億円、EPS（一株当たり当期利益）341円、ROE（自己資本利益率）8%以上、ROIC（投下資本利益率）9%以上の数値目標の達成を目指すとともに、その先の2030年度には売上、営業利益の2020年度実績比倍増以上（売上収益3,000億円、営業利益500億円）の達成に向け態勢を整えます。

財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

【IFRS】

区分	2022年度 第160期	2023年度 第161期	2024年度 第162期	2025年度 第163期 (当連結会計年度)
売上収益	144,175百万円	148,255百万円	160,232百万円	170,771百万円
営業利益	30,049百万円	33,295百万円	35,450百万円	35,496百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	22,812百万円	25,851百万円	32,558百万円	29,721百万円
基本的1株当たり当期利益	338.70円	383.82円	483.40円	441.00円
資産合計	237,451百万円	263,404百万円	283,637百万円	346,359百万円
親会社の所有者に帰属する持分	195,625百万円	220,224百万円	247,028百万円	291,551百万円
1株当たり親会社所有者帰属持分	2,904.49円	3,269.72円	3,666.27円	4,325.63円

(注) 1. 当社グループは2022年度より、会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しています。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	2022年度 第160期	2023年度 第161期	2024年度 第162期	2025年度 第163期 (当事業年度)
売上高	135,819百万円	140,428百万円	152,454百万円	166,149百万円
経常利益	26,960百万円	28,643百万円	16,787百万円	38,067百万円
当期純利益	19,970百万円	22,404百万円	14,515百万円	33,015百万円
1株当たり当期純利益	296.50円	332.64円	215.51円	489.88円
総資産	221,471百万円	243,340百万円	245,333百万円	303,161百万円
純資産	186,746百万円	207,620百万円	216,709百万円	261,280百万円
1株当たり純資産	2,772.66円	3,082.58円	3,216.30円	3,876.51円

(注) 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

主要な事業内容

医薬品および機能食品の製造、販売を主要な事業としています。

主要な営業所および工場

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本社	京都府	関西支店	大阪府	ロンドンオフィス	英国
東京支社	東京都	中四国支店	広島県	NS Pharma, Inc.	米国
札幌支店	北海道	九州支店	福岡県	北京艾努愛世医薬科技有限公司	中国
東北支店	宮城県	創薬研究所	京都府	天津艾努愛世医薬有限公司	中国
関越支店	群馬県	東部創薬研究所	茨城県	シオエ製薬株式会社	兵庫県
東京支店	東京都	食品科学研究所	京都府	タジマ食品工業株式会社	兵庫県
千葉埼玉支店	埼玉県	山科植物資料館	京都府	日本新薬アドバンス株式会社	京都府
横浜支店	神奈川県	東部流通センター	埼玉県		
名古屋支店	愛知県	西部流通センター	大阪府		
京滋北陸支店	京都府	小田原総合製剤工場	神奈川県		

従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員

従業員数	前期末比増減数
2,309名	66名増

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,902名	26名増	41.8歳	17.4年

会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 70,251,484株 (うち自己株式 2,850,555株)
 (3) 株主数 14,162名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,100千株	12.02%
明治安田生命保険相互会社	6,486千株	9.62%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,918千株	7.30%
株式会社京都銀行	3,090千株	4.58%
株式会社三菱UFJ銀行	2,706千株	4.02%
日本生命保険相互会社	1,341千株	1.99%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,284千株	1.91%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,170千株	1.74%
モルガン・スタンレーMFG証券株式会社	1,147千株	1.70%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,140千株	1.69%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(2,850,555株)を控除して計算しています。
 2. 持株比率は小数点第三位を四捨五入して表示しています。

(5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況は以下の通りです。

区分	株式の種類および数	交付を受けた人数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式 22,409株	6名

- (注) 1. 上記株式は譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。
 2. 社外取締役および監査役は株式報酬制度の対象ではありません。

会社役員に関する事項

社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
和田 芳直	医師としての専門的な見地および客観的な視点から経営への助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいています。
小林 柚香里	外資系IT企業等において長年にわたり様々な業務や会社経営に携わった同氏が有する豊富な経験と幅広い見識を基に、実践的な視点から経営への助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいています。

氏名	主な活動状況
西 真弓	医師、薬剤師としての専門的な見地および客観的な視点から経営への助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会 14 回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいています。
本郷 陽太郎	銀行および証券会社において長年にわたり様々な業務に携わってきた豊富な経験と幅広い見識を基に、実践的な視点から経営への助言をいただくことが期待されていたところ、2025 年 6 月就任以降に開催された取締役会 10 回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいています。
原 浩治	主に税理士としての専門的な見地および客観的な視点から企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンスの向上のための助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会 14 回、監査役会 18 回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいています。
茶木 真理子	主に弁護士としての専門的な見地および客観的な視点から企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンスの向上のための助言をいただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催された取締役会に 14 回、監査役会に 18 回すべてに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう各社外取締役および社外監査役との間で会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としています。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 他の法人等の業務執行者または社外役員等との重要な兼職に関する事項

氏名	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係
和田 芳直	大阪母子医療センター 非常勤医師	記載すべき事項はありません。
小林 柚香里	アマンダライフコンサルティング合同会社代表 株式会社ブリヂストン 社外取締役 合同会社 J C 1 代表	記載すべき事項はありません。
原 浩治	税理士 原浩治税理士事務所	記載すべき事項はありません。
茶木 真理子	弁護士 御池総合法律事務所	記載すべき事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬の額

公認会計士法第 2 条第 1 項の業務に係る報酬等の額	89 百万円
公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務に係る報酬等の額	3 百万円
合 計	92 百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部門および会計監査人から入手した資料に基づき、会計監査人による前事業年度の監査計画と実績、監査時間と監査報酬の推移を確認し当該事業年度の監査時間および報酬見

積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。
3. 当社の重要な子会社のうち、NS Pharma, Inc. は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属する監査法人による監査を受けています。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 92百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるAIガバナンス策定に関する助言業務を委託し、その対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、またはその他会計監査人の変更の必要があると判断した場合には、会計監査人の選任および解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会は本議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの構築に関する基本方針

- 1) 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 企業活動で最優先すべき規範となる「日本新薬グループ行動規範」を遵守するとともに、「日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程」に基づき、コンプライアンスを推進します。
 - ② 取締役の職務執行状況は、監査役監査基準に基づき、監査役の監査を受けます。
 - ③ 内部監査部門が定期的に内部監査を実施します。
 - ④ コンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度(ほっとライン)を運用します。
- 2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、法令もしくは社内規程等に基づき、適切に保存および管理します。
 - ② 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受けます。
 - ③ 必要に応じて取締役および監査役が常時閲覧・謄写することができる体制を確保します。
- 3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「日本新薬グループリスクマネジメント基本規程」に基づき、統括部門のもとで、日本新薬グループ全体のリスクマネジメント活動を推進します。
 - ② 経営に重大な影響を与える損失が発現する場合に備え、予め必要な対応方針および対応マニュアルを策定し、当該損失が発現したときには損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行います。
- 4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役および各業務執行取締役並びに各執行役員は、「業務分掌」並びに「取締役規程」および「執行役員規程」に基づき、業務の執行を行います。

- ②取締役会は、原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。また、緊急に意思決定を要する場合等必要に応じて、法令および定款その他社内規則に基づき、書面等にて取締役会決議を行うことができるものとします。
- ③取締役会において、中期経営計画および各事業年度の計画を策定し、日本新薬グループ全体の目標を設定し、執行体制を確保します。
- 5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- I. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ①「グループ会社管理規程」において子会社に対して報告を求める事項および責任者を定めており、これを適切に運用します。
- ②必要に応じて、子会社の取締役は当社の取締役会において報告、説明を行います。
- II. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①「日本新薬グループリスクマネジメント基本規程」に基づき、統括部門のもとで、日本新薬グループ全体のリスクマネジメント活動を推進します。
- ②経営に重大な影響を与える損失が発現する場合に備え、予め必要な対応方針および対応マニュアルを策定し、当該損失が発現したときには損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行います。
- III. 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①「グループ会社管理規程」に基づき、すべての子会社を統括的に管理する統括管理責任者の指示に従い、子会社全体の統括管理部門が子会社全体を統括的に管理するとともに、子会社毎に定められた管理部門等により、当該子会社の業務全般を統括的に管理します。
- ②「取締役会規則」に基づき、定例または臨時に開催する取締役会において子会社に関する重要事項を決議します。
- IV. 当社子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ①「日本新薬グループ行動規範」の遵守を周知徹底させます。
- ②「日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程」に基づき、コンプライアンスを推進します。
- ③コンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度（ほっとライン）を運用します。
- ④「グループ会社管理規程」に基づき、内部監査部門は「内部監査規程」を踏まえ、必要に応じて子会社に対して内部監査を実施します。
- 6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- I. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ①監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、その職務内容に応じた能力を有する従業員を配置します。
- II. 当社の監査役の職務を補助する従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役を補助する従業員は取締役から独立し、監査役の指揮命令の下に職務を遂行します。
- ②当該従業員の人事異動・考課については、予め監査役会の同意を要します。
- III. 当社の監査役への報告に関する体制
- ①代表取締役および業務執行取締役は、監査役に対し、取締役会等の重要な会議において、適宜その担当する業務の執行状況の報告を行います。
- ②当社の取締役および従業員並びに当社子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役が必要とする情報を提供します。また、当社の監査役が必要に応じて報告を求めた場合はこれに協力し

ます。

IV. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社の監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととし、これを周知徹底させます。

V. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役が職務の執行に関する費用の前払または償還を請求した場合は、適切に対応します。

②監査計画に応じて、監査職務の執行に関連する情報収集、研鑽、図書などに係る費用について予算化し確保します。

VI. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役は監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。

② 監査役会は、内部監査部門と緊密な連携をとることができます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

1) 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社長を委員長とし全社内取締役を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会およびコンプライアンス統括責任者により選任された委員を構成員とするコンプライアンス推進会議を開催し、当社グループのコンプライアンスの実践状況、方針・計画を確認、審議しています。また、全従業員を対象としたコンプライアンス部門研修、行動規範研修、経営陣を含む階層別研修等を実施しています。取締役職務の執行状況および従業員の業務執行状況については、監査役監査基準に基づく監査役による監査または内部監査計画に基づく内部監査部門による監査を受けています。さらに、コンプライアンス違反の通報（相談）窓口として、内部通報制度（ほっとライン：社内外に設置）を運用しており、通報（相談）案件を半期毎に取締役会に報告しています。

2) 当社の取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「会社法」等の法令や「情報セキュリティ管理規程」に則って情報を適切に保存・管理しており、監査役監査基準に基づく監査役による監査を受けています。また、取締役および監査役より資料閲覧等の要望があった場合はそれに応じる体制を確保しています。

3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「日本新薬グループリスクマネジメント基本規程」に基づき、グループ全体を対象とした重要リスクや各部門を対象とした部門特有の重要リスクを設定し、当該リスクに対するアクションプランを策定し、実行しています。また、各リスクに対する予防策や当該リスクが顕在化した時の対応策等をリスク管理シートとしてリスク毎に取り纏め、適時見直しを行っています。

4) 当社の取締役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を月1回（5月度のみ2回）、臨時取締役会を1回開催し、電磁的方法による書面決議を2回開催しました。また、中期経営計画に則り策定された事業年度計画および日本新薬グループ全体の目標について、その進捗を四半期毎に取締役会において確認しました。

5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

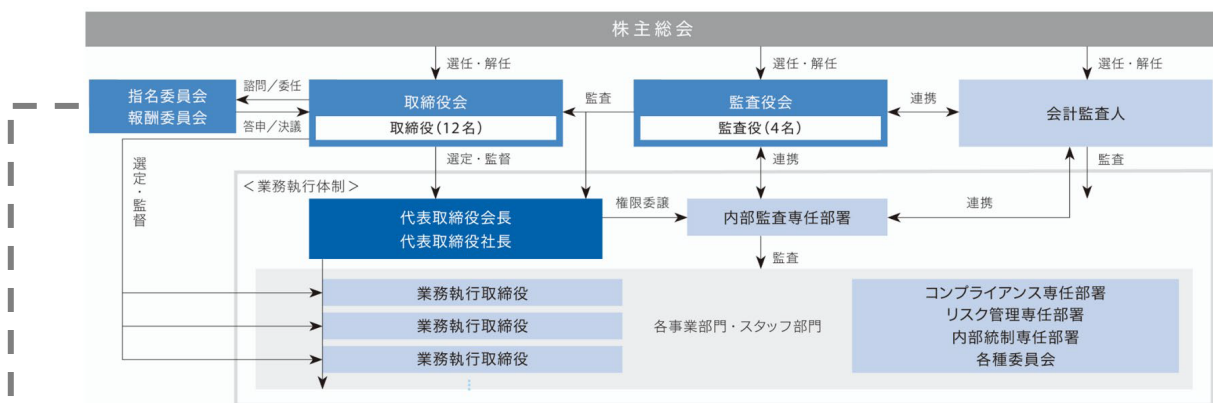
「グループ会社管理規程」に基づき、すべての子会社を統括的に管理する当社の取締役（統括管理責任者）は子会社全体の経営状況の概要等を、各子会社を個別に管理する当社の取締役（管理責任者）は担当する子会社の経営状況および管理状況等を、それぞれ四半期毎に、また、子会社取締役は進捗状況を適宜に当社の取締役会にて報告しました。コンプライアンス研修およびリスクマネジメントについては、「日本新薬グループコンプライアンス態勢運用規程」および「日本新薬グループリスクマ

ネジメント基本規程」に基づき、適正に実施しています。また、コンプライアンス違反の通報（相談）窓口として、内部通報制度（ほっとライン：社内外に設置）を運用しています。さらに、業務の適正確保のため、内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、監査を実施しています。

6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役および業務執行取締役は、監査役が出席している取締役会において業務執行状況を報告しています。取締役および従業員並びに当社子会社の取締役、監査役および従業員は、監査役の求めに応じ必要とする情報を提供し、協力しています。また、監査に必要な経費については予算化して確保しています。さらに、「日本新薬グループ内部通報制度運用規程」に基づき、当監査役に報告した者に対して不利な取扱いを行わないことを周知しています。なお、代表取締役と監査役会が2回の意見交換会を実施したほか、監査役会と内部監査部門において、監査連絡会を毎月実施しました。

ご参考 コーポレート・ガバナンス体制図



指名委員会	
・ 役割	取締役会からの諮問に応じて、取締役及び監査役の選任及び解任等に関する事項について審議をし、取締役会に対して答申を行います。
・ 委員の構成 (2026年4月現在)	委員長：和田 芳直 (社外取締役) 委員：小林 柚香里 (社外取締役)、前川 重信 (代表取締役会長)
報酬委員会	
・ 役割	取締役会からの諮問に応じて、取締役及び監査役の報酬に関する株主総会議案等の事項について審議をし、取締役会に対して答申を行うとともに、取締役会からの委任に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容について審議をし、決定します。
・ 委員の構成 (2026年4月現在)	委員長：和田 芳直 (社外取締役) 委員：小林 柚香里 (社外取締役)、前川 重信 (代表取締役会長)

第163期
附属明細書
(事業報告関係)

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

会社役員と他の会社の業務執行者との兼職状況の明細

事業報告 会社役員に関する事項「取締役および監査役の氏名等」および「社外役員に関する事項」に記載のとおりです。

連結持分変動計算書
(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位 百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					在外営業活動体の換算差額	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2025年4月1日残高	5,174	4,491	222,640	△2,459	△1,136	18,318
当期利益	-	-	29,721	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	548	22,552
当期包括利益合計	-	-	29,721	-	548	22,552
自己株式の取得	-	-	-	△0	-	-
剰余金の配当	-	-	△8,356	-	-	-
株式報酬取引	-	56	-	19	-	-
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	-	-	2,686	-	-	△2,703
所有者との取引額等合計	-	56	△5,670	18	-	△2,703
2026年3月31日残高	5,174	4,547	246,691	△2,440	△587	38,166

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		合計		
	確定給付制度の再測定	合計			
2025年4月1日残高	-	17,181	247,028	312	247,340
当期利益	-	-	29,721	7	29,728
その他の包括利益	△17	23,083	23,083	-	23,083
当期包括利益合計	△17	23,083	52,804	7	52,811
自己株式の取得	-	-	△0	-	△0
剰余金の配当	-	-	△8,356	-	△8,356
株式報酬取引	-	-	75	-	75
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	17	△2,686	-	-	-
所有者との取引額等合計	17	△2,686	△8,281	-	△8,281
2026年3月31日残高	-	37,578	291,551	319	291,871

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社(以下「当社グループ」という)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準審議会によって公表された国際会計基準(以下「IFRS」という)に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 6社

シオエ製薬株式会社、タジマ食品工業株式会社、NS Pharma, Inc.
日本新薬アドバンス株式会社、北京艾努愛世医薬科技有限公司
天津艾努愛世医薬有限公司

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 非デリバティブ金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

当初認識時において、すべての金融資産は公正価値で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されない場合は、当該公正価値に金融資産の取得に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、金融費用として純損益に認識しております。

(ii) 分類及び事後測定

当社グループは、保有する金融資産を、(a)償却原価で測定する金融資産、(b)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産、(c)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産、(d)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しており、金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合

・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高にかかる利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

当初認識後、償却原価で測定する金融資産については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得又は損失は、純損益に認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

以下の条件がともに満たされる金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収と売却の両方を目的として保有している場合
- ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高にかかる利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

当初認識後は公正価値で測定し、事業的な変動のうち、為替差損益、減損利得又は減損損失、実効金利法に基づく受取利息は純損益に認識し、その他の変動は、その他の包括利益に含めて認識しております。

認識を中止したときに、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額をその他の資本の構成要素から純損益に組替調整額として振り替えております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

当社グループは、資本性金融商品に対する投資について、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に分類しております。

当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動はその他の包括利益に含めて認識しております。投資を処分した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金は、投資の払い戻しであることが明らかな場合を除き、金融収益として純損益に認識しております。

(d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

なお、当社グループは、当初認識時において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として、取消不能の指定を行ったものではありません。

当初認識後は、公正価値で測定し、事後的な変動は、配当金や受取利息を含めずに純額で金融収益又は金融費用として純損益に認識しております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

契約上の支払期日より30日超の経過があった場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない売上債権等については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値

・期末日時点において過大なコスト又は労力を掛けずに利用可能である、過去の事象、現在の状況、並びに将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な情報
金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益に認識しており、計上した貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金戻入額を純損益に認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当社グループが金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止しております。

②デリバティブ金融商品

当社グループは、為替変動によるリスクを回避するために、為替予約を利用しております。このデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定し、その後も公正価値で再測定しております。

上記デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものではありません。従って、デリバティブ金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債に分類しております。

③金融商品の公正価値

各期末日で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格等を参照しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。公正価値の測定に使用されるインプットは、以下の3つのレベルがあります。

レベル1 同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格

レベル2 資産又は負債について、直接的に観察可能なインプット(すなわち価格そのもの)又は間接的に観察可能なインプット(すなわち価格そのもの)のうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット

レベル3 資産又は負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット(すなわち観察不能なインプット)

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。

棚卸資産は、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおり、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積コストを控除して算定しております。

(3)有形固定資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額、並びに資産計上の要件を満たす借入費用を含めております。

土地及び建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上しております。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な資産の種類別の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年から50年
機械及び装置	8年から20年
工具、器具及び備品	4年から15年

見積耐用年数、減価償却方法及び残存価額は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(4)無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

内部発生の開発費用は資産として認識するための基準がすべて満たされた場合に限り無形資産として認識しておりますが、臨床試験の費用等、製造販売承認の取得までに発生する内部発生の開発費用は、期間の長さや開発に関連する不確実性の要素を伴い資産計上基準を満たさないと考えられるため、発生時に費用として認識しております。また、他社から個別に取得した仕掛中の研究開発投資に対する支払額(契約一時金及びマイルストーン)は、将来の経済的便益をもたらす可能性が高く、かつ、識別可能な場合に、仕掛研究開発として資産を認識しております。

仕掛研究開発は、未だ使用可能な状態ではないため、償却しておりませんが、販売可能となった時点で販売権に振り替え、その見積耐用年数にわたって償却しております。

仕掛研究開発から振り替えられた販売権の見積耐用年数は、関連する特許権の法的保護期間などを考慮したキャッシュ・フローの予測期間に基づいて決定しております。償却方法は、無形資産のそれぞれの見積耐用年数にわたって、定額法によっております。

主要な無形資産の見積り耐用年数は概ね以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
販売権	6年から14年

見積耐用年数、償却方法及び残存価額は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

(5)リース

(借手側)

当社グループは契約により当該資産を使用する権利を一定期間にわたり与えられているかどうかの検討を通じて、当該契約にリースが含まれているか否かを判定しております。

リース契約が識別された場合、リース開始日において使用権資産と関連するリース負債を認識しております。

なお、リース負債はリース開始日において支払われていない支払リース料を現在価値に割り引いて測定しており、使用権資産は、リース債務の金額に、リース開始日以前に支払ったリース料、初期直接コスト及び原状回復義務負担相当額を加算して算定しております。

当初認識後、使用権資産は資産の耐用年数又はリース期間のうちいずれか短いほうの期間にわたって減価償却しております。また、リース負債は、リース負債に係る金利及び支払われたリース料を反映して測定しております。

なお、リース期間が12か月以内のもの及び少額資産のリースについては、リース料総額をリース期間にわたり定額法で費用として認識しております。

(6)投資不動産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

投資不動産とは、賃貸料収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。

投資不動産の当初認識後の測定については原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

土地等の減価償却を行わない資産を除き、有形固定資産に準じた見積耐用年数にわたって定額法により減価償却を行っております。

見積耐用年数、減価償却方法及び残存価額は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(7)非金融資産の減損

当社グループは、非金融資産(棚卸資産及び繰延税金資産を除く)について、各報告期間の期末日に資産又は資金生成単位が減損している可能性を示す兆候の有無を判定しております。

有形固定資産及び耐用年数を確定できる無形資産

資産又は資金生成単位が減損している可能性を示す兆候が存在する場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産

資産又は資金生成単位が減損している可能性を示す兆候が存在する場合には、当該回収可能価額の見積りを行っております。なお、減損の兆候があるか否かを問わず、最低限年1回定期的に減損テストを実施しております。

回収可能価額は資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としており、資産又は資金生成単位が他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成しない場合を除き、個別の資産ごとに決定しております。資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合は、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、減損損失として純損益に認識しております。使用価値の評価にあたり、見積られた将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該固有のリスクに関する現在の市場評価を反映した割引率を用いて現在価値まで割り引いております。

(8)従業員給付

従業員給付には、退職後給付制度、短期従業員給付が含まれております。退職後給付制度は、確定給付型年金制度と確定拠出型年金制度からなります。

①退職後給付

(i) 確定給付型年金制度

確定給付型年金制度に関連する債務額は、確定給付制度債務の現在価値で認識しております。確定給付制度債務の現在価値は、毎年、予測単位積増方式を用いて算定しております。この算定に用いる割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の利回りに基づいております。なお確定給付制度が積立超過である場合には、将来掛金の減額又は現金の返還という形で利用可能な将来の経済的便益の現在価値を資産上限額としております。

数理計算上の差異は、発生時に即時にその他の包括利益として認識し、過去勤務費用は純損益として認識しております。当期に発生したすべての数理計算上の差異は、その他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素として認識後、利益剰余金に振り替えております。

(ii) 確定拠出型年金制度

確定拠出型年金制度の退職給付に係る費用は、従業員が役務を提供した時点で費用として認識しております。

②その他の従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的又は推定的な債務を有しており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(9)重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積られた将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

(10)収益の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 企業が履行義務を充足した時に(または充足するにつれて)収益を認識する

①製商品の販売

製商品の販売は、製商品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製商品の法的所有権、物理的占有、製商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製商品の引渡時点で売上収益を認識しております。

製商品は、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件としたリベート等をつけて販売される場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からリベート等の見積りを控除した金額で算定しております。

リベート等の見積りは過去の実績等に基づく最頻値法を用いており、売上収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲のみで認識しております。

製商品の販売に係る対価は、顧客への製商品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

②工業所有権等収益

工業所有権等収益は、主としてライセンス収入及びロイヤリティ収入で構成されております。

ライセンス収入は、当社グループが第三者との間で締結した開発品又は製品の開発・販売権等に関するライセンス契約等に基づいて受領した契約一時金、マイルストーンによる収入であります。ライセンス契約等において、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点で契約一時金を売上収益として認識し、契約上定められたマイルストーンが達成された時点でマイルストーンによる収入を売上収益として認識しております。履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、当該対価を契約負債として計上し、個々の契約ごとに決定した開発協力等の履行義務の充足に関する進捗度の測定方法に従い、契約一時金、マイルストーンによる収入を予想される契約期間等の一定期間にわたり売上収益として認識しております。なお、マイルストーンによる収入は、事後に重大な戻入れが生じる可能性を考慮し、契約上定められたマイルストーンが達成された時点から売上収益として認識しております。

ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定されたライセンス契約等における対価であり、契約相手先の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、売上収益として認識しております。

工業所有権収益に係る対価は、契約に基づく権利の確定時点から、主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

③共同販促(サービスの提供)による収益

顧客に対し共同販促活動を提供する場合、共同販促活動を実施した時点で履行義務が充足されると判断していることから、共同販促活動の実施時点で収益を認識しております。また、この共同販促により発生する費用の負担分を、販売費及び一般管理費として認識しております。

共同販促による収益に係る対価は、共同販促活動の実施時点から、主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(11)外貨換算

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産として指定した資本性金融商品に対する投資から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の直物為替相場により、収益及び費用は取引日の直物為替相場又はそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

連結計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に重要な影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループは、見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しており、会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識しております。

これらの見積り及びその基礎となる仮定に関する不確実性により、将来の期間において資産又は負債の帳簿価額に対して重要な修正が求められる結果となる可能性があります。

仕掛研究開発及び販売権に係る無形資産の減損テスト

当連結会計年度の連結計算書類に計上されている無形資産の金額は、48,242百万円です。

当社グループは、資産が減損している可能性を示す兆候が存在する無形資産及び、減損の兆候があるか否かを問わず、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産については、最低限年1回定期的に資産の帳簿価額が回収可能価額を超過しているか否かを確認しております。

資産の回収可能価額は資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としており、使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。将来キャッシュ・フローの見積りにあたり、上市可能性のほか、処方意向や市場シェア率を加味した想定患者数や想定薬価等に基づく将来の販売収益の予測を仮定として使用しております。

これらの仮定に関する不確実性により、将来の期間において無形資産の帳簿価額に対して重要な修正が求められる結果となる可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	36,737百万円
使用権資産の減価償却累計額	1,363百万円

(連結損益計算書に関する注記)

その他の収益の主な内訳	
受取賃貸料	534百万円
為替差益	2,265百万円
その他	226百万円
合計	3,025百万円
その他の費用の主な内訳	
寄付金	106百万円
貸貸費用	212百万円
その他	241百万円
合計	560百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 70,251,484株
自己株式数 2,850,555株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,177	62	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	4,178	62	2025年9月30日	2025年12月5日
計		8,356			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 4,178百万円
- ② 1株当たり配当額 62円
- ③ 基準日 2026年3月31日
- ④ 効力発生日 2026年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 財務上のリスク管理

- リスク管理方針

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けております。事業活動の過程で保有する金融商品は固有のリスクに晒されております。

リスクには、主に①市場リスク((a)為替リスク、(b)価格リスク)、②信用リスク、③流動性リスクが含まれております。これらのリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

デリバティブ取引は、基本的に利用しない方針であります。例外的に当社の輸入商品の顧客の要請、購買部門の判断により為替先物買予約を行っております。

- ① 市場リスク

- (a) 為替リスク

当社グループは、海外にも事業展開しており、機能通貨以外の通貨建て取引において外国為替相場の変動リスクに晒されております。

外貨建ての営業債務の一部について為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替先物買予約を利用しておりますが、ヘッジ会計は適用していません。

当該デリバティブ取引の管理については、デリバティブ取引管理規程を設け、実施できる取引をリスクヘッジ目的の取引に限定しております。

- (b) 価格リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の上場株式を保有しているため、資本性金融商品の価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に公正価値や発行体(取引先企業)の財務内容を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②信用リスク

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されております。信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について営業部門及び経理・財務部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、期日残高管理を通じて、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当社グループが保有する債券等については、発行会社の信用リスクに晒されておりますが、資金運用規程により格付けの高いもののみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、当社の契約先が信用度の高い国内銀行であり、取引相手の契約不履行によるリスクは、ほとんどないと認識しております。

営業債権等について、その全部又は一部について回収ができない、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。

③流動性リスク

当社グループは、営業債務等の金融負債について、支払義務の履行ができなくなる流動性リスクに晒されております。

当社は、各部署からの報告に基づき、経理・財務部門が資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値の見積り

①公正価値の測定方法

当社グループは、金融資産及び金融負債の公正価値について以下のとおり決定しております。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は市場価格を利用しております。

市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、適切な評価方法により見積りを行っております。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)
これらは短期間で決済されるため、公正価値が帳簿価額と近似しております。

(その他の金融資産及びその他の金融負債)

市場価格のある株式、債券の公正価値は、期末日の市場価格により測定しております。市場価格が入手できない株式については、類似企業比較法及び純資産に基づく評価モデル等により、公正価値を測定しております。

デリバティブ資産及び負債は、金利、外国為替レートなどの観察可能なインプットを使用して評価しております。

これら以外の金融資産及び金融負債のうち、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似しております。短期間で決済されないものは、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価モデル等により公正価値を測定しております。

②償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値

各期末日において、償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値の差額に重要性はありません。

③公正価値で測定する金融商品とヒエラルキー

以下の表では、公正価値で測定する金融商品に関する分析を示しております。それぞれのレベルは以下のとおり定義されております。

レベル1: 同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格

レベル2: 資産又は負債について、直接的に観察可能なインプット(すなわち価格そのもの)又は間接的に観察可能なインプット(すなわち価格そのもの)のうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット

レベル3: 資産又は負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット(すなわち観察不能なインプット)

当連結会計年度において重要なレベル間の振替はありません。

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	63,694	-	2,280	65,975
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ	-	9	-	9
債券	-	-	300	300
出資金	-	-	433	433
金融資産合計	63,694	9	3,013	66,717
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	-	-	-	-
金融負債合計	-	-	-	-

④レベル3に分類した金融商品の調整表

レベル3に分類される公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	公正価値で測定する金融商品
期首残高	3,122
利得又は損失	
純損益(注1)	△47
その他の包括利益(注2)	△61
期末残高	3,013

(注)1.利得又は損失に含まれる純損益は、「金融収益」又は「金融費用」に含めております。

当連結会計年度の利得又は損失に含まれる純損益のうち、各期末日現在で保有している純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関連する未実現損益の変動に起因する額は、△47百万円であります。

2.利得又は損失に含まれるその他の包括利益は、税効果考慮後の金額で、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含めております。

3. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に対する投資

当社グループでは、取引関係の維持・強化を目的として保有する資本性金融商品に対する投資について、その保有目的を鑑み、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

(投資不動産に関する注記)

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項 (単位:百万円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
2,630	5,601

(注)1.連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、主として独立した不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

当社グループは、売上収益を財又はサービスの種類別及び地域別に分解しております。分解した売上収益と報告セグメントとの関連は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	医薬品	機能食品	合計
財又はサービスの種類別			
製商品の販売	90,062	22,287	112,350
工業所有権等収益	49,457	-	49,457
共同販促収入	8,964	-	8,964
合計	148,484	22,287	170,771
地域別			
日本	71,384	22,287	93,672
スイス	56,363	-	56,363
米国	16,413	-	16,413
その他	4,322	-	4,322
合計	148,484	22,287	170,771

2. 契約残高

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権の内訳は以下のとおりであります。契約資産の計上はありません。

(単位:百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	41,115	45,312
受取手形	41	77
電子記録債権	421	397
合計	41,578	45,787

過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額は、49,457百万円であり、いずれも工業所有権等収益であります。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	4,325円63銭
基本的1株当たり当期利益	441円
希薄化後1株当たり当期利益	441円

(偶発負債)

米国特許に関する訴訟等

2021年7月、当社は、サレプタ・セラピューティクス社(Sarepta Therapeutics, Inc.、以下「サレプタ社」)に対し、当社の知的財産を防御する目的でデラウェア州連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。これに対し、サレプタ社は知的財産権の侵害を理由に反訴を提起していました。その後、訴訟手続きが進み、2024年12月に同裁判所で陪審審理が行われた結果、サレプタ社が西オーストラリア大学(UWA)から取得した特許は有効であり、当社によるデュシェンヌ型筋ジストロフィー治療剤であるビルテプソの販売行為に基づき、サレプタ社の損害額が115.2百万ドルであるとの陪審評決が下されました。同時に、当社の特許は無効であるとの陪審評決も下されました。

当社は、今回の陪審評決に関する対応について、陪審審理後の申し立てを行うとともに、控訴を含むあらゆる選択肢を検討しております。第一審の結果にかかわらず、当社は控訴審ではサレプタ社の保有する米国特許は無効と判断される可能性が高いと考えており、当社が賠償金の支払いを命じられる可能性は低いと判断しています。そのため、当該米国特許の侵害に係る賠償金の引当金は計上しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

2026年5月7日、Capricor Therapeutics, Inc.より、デュシェンヌ型筋ジストロフィー(DMD)心筋症を期待適応症として申請中のCAP-1002(deramioce)について、米国における販売契約の解除等を求める訴えが当社および米国子会社であるNS Pharma, Inc.に対して提起されました。

本件の詳細については現在確認中であり、内容を精査の上、適切に対応いたします。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	174,821	流動負債	38,281
現金及び預金	61,321	買掛金	9,537
電子記録債権	397	未払金	17,310
売掛金	52,905	未払費用	1,155
有価証券	5,997	未払法人税等	6,902
商品及び製品	22,551	預り金	258
半製品	12,296	賞与引当金	3,110
仕掛品	341	その他	6
原材料及び貯蔵品	12,835		
前払金	4,515	固定負債	3,599
未収消費税等	1,077	退職給付引当金	3,321
その他	582	その他	278
固定資産	128,339	負債合計	41,880
有形固定資産	30,863	(純資産の部)	
建物	11,699	株主資本	223,771
構築物	475	資本金	5,174
機械及び装置	5,529	資本剰余金	4,564
車輛運搬具	20	資本準備金	4,438
工具、器具及び備品	4,839	その他資本剰余金	126
土地	7,222	利益剰余金	216,472
建設仮勘定	1,076	利益準備金	1,293
無形固定資産	911	その他利益剰余金	215,179
ソフトウェア	887	配当準備積立金	800
その他	23	固定資産圧縮積立金	2,112
投資その他の資産	96,564	別途積立金	71,470
投資有価証券	64,455	繰越利益剰余金	140,796
関係会社株式	129	自己株式	△ 2,440
関係会社出資金	1,533	評価・換算差額等	37,509
長期前払費用	18,858	その他有価証券評価差額金	37,509
前払年金費用	7,368		
繰延税金資産	1,080		
投資不動産	2,630		
その他	507	純資産合計	261,280
資産合計	303,161	負債・純資産合計	303,161

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		166,149
売 上 原 価		58,063
売 上 総 利 益		108,085
販売費及び一般管理費		73,871
営 業 利 益		34,214
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,398	
為 替 差 益	2,320	
その他の営業外収益	580	4,298
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
寄 付 金	106	
その他の営業外費用	338	446
経 常 利 益		38,067
特 別 利 益		
有価証券売却益	3,997	
固定資産売却益	19	4,017
税引前当期純利益		42,084
法人税、住民税及び事業税	10,635	
法人税等調整額	△ 1,565	9,069
当 期 純 利 益		33,015

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	5,174	4,438	75	4,514	1,293	800	2,118	71,470
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△5	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
株式報酬取引			50	50				
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	50	50	-	-	△5	-
当期末残高	5,174	4,438	126	4,564	1,293	800	2,112	71,470

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	116,132	191,814	△2,459	199,042	17,667	17,667	216,709
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	5	-		-			-
剰余金の配当	△8,356	△8,356		△8,356			△8,356
当期純利益	33,015	33,015		33,015			33,015
自己株式の取得			△0	△0			△0
株式報酬取引			19	70			70
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					19,842	19,842	19,842
当期変動額合計	24,664	24,658	18	24,728	19,842	19,842	44,570
当期末残高	140,796	216,472	△2,440	223,771	37,509	37,509	261,280

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的債券……………償却原価法(定額法)

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③棚卸資産……………主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)及び投資不動産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年から50年

構 築 物 10年から50年

機械及び装置 8年から20年

工具、器具及び備品 4年から15年

②無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

契約の有効期間(主として6年から23年)にわたり、定額法によっております。

④リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて、支給見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により、費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

5. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 企業が履行義務を充足した時に(または充足するにつれて)収益を認識する

①商品及び製品の販売

商品及び製品の販売は、商品及び製品を出荷した時点で、顧客に商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品及び製品の出荷した時点で売上高を認識しております。商品及び製品は、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件としたリベート等をつけて販売される場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からリベート等の見積りを控除した金額で算定しております。リベート等の見積りは過去の実績等に基づく最頻値法を用いており、売上高は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲のみで認識しております。商品及び製品の販売に係る対価は、顧客への商品及び製品を出荷した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

②工業所有権等収益

工業所有権等収益は、ライセンス収入及びロイヤリティ収入で構成されております。ライセンス収入は、当社が第三者との間で締結した開発品又は製品の開発・販売権等に関するライセンス契約等に基づいて受領した契約一時金、マイルストーンによる収入であります。ライセンス契約等において、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点で契約一時金を売上高として認識し、契約上定められたマイルストーンが達成された時点でマイルストーンによる収入を売上高として認識しております。履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、当該対価を契約負債として計上し、個々の契約ごとに決定した開発協力等の履行義務の充足に関する進捗度の測定方法に従い、契約一時金、マイルストーンによる収入を予想される契約期間等の一定期間にわたり売上高として認識しております。なお、マイルストーンによる収入は、事後に重大な戻入れが生じる可能性を考慮し、契約上定められたマイルストーンが達成された時点から売上高として認識しております。ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上高等を基礎に算定されたライセンス契約等における対価であり、契約相手先の売上高等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、売上高として認識しております。工業所有権等収益は、契約に基づく権利の確定時点から、主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

③共同販促(サービスの提供)による収益

顧客に対し共同販促活動を提供する場合、共同販促活動を実施した時点で履行義務が充足されると判断していることから、共同販促活動の実施時点で収益を認識しております。また、この共同販促により発生する費用の負担分を、販売費及び一般管理費として認識しております。共同販促による収益の対価は、共同販促活動の実施時点から、主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(会計上の見積りに関する注記)

計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に重要な影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社は、見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しており、会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識しております。

これらの見積り及びその基礎となる仮定に関する不確実性により、将来の期間において資産又は負債の帳簿価額に対して重要な修正が求められる結果となる可能性があります。

長期前払費用の資産性

当事業年度の計算書類に計上した長期前払費用の金額は、18,858百万円です。

当社は、医薬品メーカーと締結した導入契約について、将来の収益獲得が確実であり、回収可能性が高いと判断しているものを長期前払費用に計上しております。

対象となる医薬品の収益性の評価にあたって、当社は上市可能性のほか、処方意向や市場シェア率を加味した想定患者数や想定薬価等に基づく将来の販売収益の予測を仮定として使用しております。

これらの仮定に関する不確実性により、将来の期間において長期前払費用の帳簿価額に対して重要な修正が求められる結果となる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	34,266 百万円
投資不動産の減価償却累計額	691 百万円
(投資不動産の減価償却累計額には、有形固定資産からの振替分を含んでおります。)	
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	12,280 百万円
短期金銭債務	6,085 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	12,578 百万円
仕入高	7,372 百万円
その他の取引高	7,973 百万円
営業取引以外による取引高	290 百万円
2. 一般管理費に含まれる研究開発費	36,857 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	2,872,839	125	22,409	2,850,555
合 計	2,872,839	125	22,409	2,850,555

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 125株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少22,409株は株式報酬による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、貯蔵品、ライセンス料、退職給付引当金及び賞与引当金の否認等によるものであり、繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用、その他有価証券評価差額金、固定資産圧縮積立金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注1)(注3)	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
子会社	シオエ製薬 株式会社	100%	仕入先	商品の仕入	6,277	買掛金	2,538
	NS Pharma, Inc.	100%	医薬品の販売先 業務委託先 資金の貸付	製品の販売(注4)	12,542	売掛金	12,066
				業務委託	7,261	未払金	3,373
				資金の回収	4,806		
			利息の受取	132	その他の流動 資産	57	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案した価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 上記の取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。
また、取引金額には消費税等は含まれておりません。
- (注3) 貸付金利については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注4) 取引条件については、移転価格税制の基準等に従い、公正に決定しております。

(収益認識に関する注記)

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項」の「6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,876円51銭
1株当たり当期純利益	489円88銭
希薄化後1株当たり当期純利益	489円88銭

(偶発債務)

米国特許に関する訴訟等

2021年7月、当社は、サレプタ・セラピューティクス社(Sarepta Therapeutics, Inc.、以下「サレプタ社」)に対し、当社の知的財産を防御する目的でデラウェア州連邦地方裁判所に訴訟を提起しました。これに対し、サレプタ社は知的財産権の侵害を理由に反訴を提起していました。その後、訴訟手続きが進み、2024年12月に同裁判所で陪審審理が行われた結果、サレプタ社が西オーストラリア大学(UWA)から取得した特許は有効であり、当社によるデュシェンヌ型筋ジストロフィー治療剤であるビルテプソの販売行為に基づき、サレプタ社の損害額が115.2百万ドルであるとの陪審評決が下されました。同時に、当社の特許は無効であるとの陪審評決も下されました。

当社は、今回の陪審評決に関する対応について、陪審審理後の申し立てを行うとともに、控訴を含むあらゆる選択肢を検討しております。第一審の結果にかかわらず、当社は控訴審ではサレプタ社の保有する米国特許は無効と判断される可能性が高いと考えており、当社が賠償金の支払いを命じられる可能性は低いと判断しています。そのため、当該米国特許の侵害に係る賠償金の引当金は計上しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

2026年5月7日、Capricor Therapeutics, Inc.より、デュシェンヌ型筋ジストロフィー(DMD)心筋症を期待適応症として申請中のCAP-1002(deramioce)について、米国における販売契約の解除等を求める訴えが当社および米国子会社であるNS Pharma, Inc.に対して提起されました。

本件の詳細については現在確認中であり、内容を精査の上、適切に対応いたします。

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

日本新薬株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井尚志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菱本恵子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本新薬株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本新薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

日本新薬株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井尚志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菱本恵子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本新薬株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第163期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第163期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役との意見交換会を定期的実施するなど連携を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、グループ監査の観点から各子会社の監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、取締役及び使用人から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、

必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

日本新薬株式会社 監査役会

常勤監査役 伊藤 弘嗣

常勤監査役 土井 えり子

社外監査役 原 浩治

社外監査役 茶木 真理子